

沼津市地区自治会防犯灯維持管理費補助金交付要綱

昭和62年11月27日

告示第77号

(目的)

第1条 市長は、地区自治会（沼津市地区自治会補助金交付要綱第2条に定める自治会をいう。）において防犯灯を維持管理している場合、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号。（以下「規則」という。））及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小売電気事業者 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者をいう。
- (2) 防犯灯 地域住民の安全及び犯罪の防止を図るための街灯で、自治会が現に維持管理し、小売電気事業者が公衆街路灯の取り扱いをしているものをいう。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、防犯灯一灯に対し、年額2,300円を交付する。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする自治会は、規則第3条の規定による補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 毎年4月1日現在における防犯灯の設置数の確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第5条 補助金の交付決定を受けた自治会は、規則第11条の規定にかかわらず、実績報告の手続を省略することができる。

(補助金の額の確定)

第6条 市長は、規則第12条の規定にかかわらず、補助金の額の確定に関する手続を省略することができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、公示の日から施行し、昭和62年度の補助金から適用する。
- 2 令和5年度分の補助金については、第3条中「1,700円」とあるのは、「2,100円」とする。

付 則（平成3年5月20日告示第50号）

この告示は、公示の日から施行し、平成3年度分の補助金から適用する。

付 則（平成14年10月22日告示第135号）

この告示は、公示の日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。

付 則（平成28年3月28日告示第72号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（令和2年3月24日告示第69号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月19日告示第47号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和5年7月18日告示第263号）

この告示は、公示の日から施行し、令和5年度分の補助金に適用する。

付 則（令和6年3月29日告示第67号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

付 則（令和7年3月19日告示第49号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。